

第 1 条（定義）

- 1 本キュラーズ宅配サポート使用規程（以下「本規程」といいます。）において、「当社」とは申込書の「契約当事者」欄に「当社」と表示された会社をいいます。
- 2 「利用者」とは、キュラーズ宅配サポートの利用を申し込み、当社がこれを承諾した者をいいます。
- 3 「収納ユニット」とは、当社が利用者に提供するレンタル・スペースをいいます。
- 4 「荷物」とは、利用者がキュラーズ宅配サポートを利用する動産をいいます。
- 5 「発送代行サービス」とは、当社が利用者に代わり、利用者の荷物を運送業者に引き渡すサービスをいいます。
- 6 「受領代行サービス」とは、当社が利用者に代わり、利用者の荷物を運送業者から受領するサービスをいいます。
- 7 「キュラーズ宅配サポート」とは、発送代行サービス及び受領代行サービスを総称していいます。
- 8 「申込書」とは、当社所定の様式による「申込登録用紙」をいいます。
- 9 「施設」とは、申込書に記載された収納ユニットのある施設をいいます。

第 2 条（本契約の申込及び成立）

本契約は、当社が利用者に代わり、荷物を運送業者に引き渡し又は運送業者から受領することを目的とするものです。当社は、いかなる意味でも、運送業者に対する荷物の運送委託契約の当事者となるものではなく、また利用者のための荷物の保管又は占有を受任するものではありません。荷物の引き渡し又は受領の過程で利用者の荷物を一時的に保管する場合であっても、荷物の保管に対して何らの対価を利用者に請求するものではありません。

第 3 条（本契約の目的）

本契約は、当社が利用者に代わり、荷物を運送業者に引き渡し又は運送業者から受領することを目的とするものです。当社は、いかなる意味でも、運送業者に対する荷物の運送委託契約の当事者となるものではなく、また利用者のための荷物の保管又は占有を受任するものではありません。荷物の引き渡し又は受領の過程で利用者の荷物を一時的に保管する場合であっても、荷物の保管に対して何らの対価を利用者に請求するものではありません。

第 4 条（発送代行サービス）

- 1 利用者は、発送代行サービスを利用する場合、利用する運送業者の伝票（運送業者の申込サイトで伝票を記載する場合は、伝票に相当する電子画面）（以下「伝票」といいます。）に荷物の運送に必要な事項を記載し、当社に提出するものとします。但し、利用者は、必要事項を当社に通知の上、当社に伝票の記載を委託することができます。
- 2 当社は、運送業者による荷物の集荷のため、利用者の収納ユニット内に立ち入り、伝票の記載に従い荷物を取り出して運送業者に引き渡すものとします。
- 3 当社は、着払で荷物を発送し、利用者は、荷物を運送業者から受領する際に運送業者へ運送料金を支払うものとします。
- 4 発送代行サービスは、受領代行サービスと併わせて歴月に 2 回まで利用できるものとし、1 回の利用で対象とできる荷物は 3 つまでとします。
- 5 第 2 項の規定にかかわらず、利用者は、予め当社に通知した場合は、運送業者による荷物の集荷のため、自己の責任において荷物を収納ユニットから取り出して当社に預けることができます。当社は、荷物を当社に預けるのが遅れることその他利用者の責めに帰すべき事由により荷物を運送業者に引き渡せない場合、一切責任を負いません。

第 5 条（受領代行サービス）

- 1 利用者は、受領代行サービスを利用する場合、当社所定の手続きに従い必要な情報を登録するものとします。
- 2 当社は、荷物が当社に到着した場合、利用者に荷物の到着を通知の上、利用者の収納ユニット内に立ち入り、荷物を収納するものとします。
- 3 利用者は、運送料金を運送業者へ元払いで払い、その旨当社に通知するものとします。
- 4 受領代行サービスは、発送代行サービスと併わせて歴月に 2 回まで利用できるものとし、1 回の利用で対象とできる荷物は 3 つまでとします。
- 5 第 2 項の規定にかかわらず、利用者は、予め当社に通知した場合は、利用者が自己の責任において荷物を収納ユニットに収納するため、当社に荷物を預けることができます。この場合、利用者は、荷物到着の通知を受けた日の翌日から 3 日以内に、荷物を受け取るものとします。

第 6 条（利用上の制限）

- 1 利用者は、収納ユニット一時使用規程で収納ユニットの利用が禁止されている荷物（貴重品を含みます。）又は運送業者の運送契約上取り扱いが禁止されている荷物についてキュラーズ宅配サポートを利用することはできません。利用者は、容積、重量、長さ又は、梱包において当社の定める規格に合致しない荷物についてキュラーズ宅配サポートを利用することはできません。利用者は、キュラーズ宅配サポートを違法な目的のために利用することはできません。利用者は、梱包・運送に適さない状態の荷物（例えば破れやすい荷物）についてキュラーズ宅配サポートを利用することはできません。利用者が発送代行サービスを利用する場合は、収納ユニット内において荷物が容易に識別でき取り出しやすい状態であることを条件とします。
- 2 荷物が施設内の人々にとり危害を加えると当社が判断する場合（荷物が害虫が発生したと当社が判断する場合を含みます。）、又は緊急の場合は、当社及びその代理人は、いつでも、荷物について梱包の開扉その他必要な措置を講ずることができるものとします。
- 3 利用者の荷物に起因して害虫又はかびが発生したと当社が判断した場合、利用者は、当社に対し直ちに害虫の駆除費用、かびの除去費用、その他一時預かり室及び施設の衛生管理のため必要な費用を補償するものとします。

第 7 条（鍵及び錠前）

利用者は、第 4 条第 5 項又は第 5 条第 5 項によってキュラーズ宅配サポートを利用する場合を除き、あらかじめ当社に各収納ユニットの鍵を預けるものとします。

第 8 条（損害賠償）

- 1 当社は、当社の故意又は重過失による場合を除き、発送代行サービスについて以下の各号に定める事由に基づいて利用者に生じた一切の損害について責任を負わないものとします。
 - ① 利用者が記載した申込書若しくは伝票又は登録した情報の誤記
 - ② 当社が利用者の収納ユニットに立ち入る際に生じた、収納ユニットにある利用者の動産の滅失、毀損又は変質等
 - ③ 当社が荷物を梱包する際に生じた、荷物の滅失、毀損又は変質等
 - ④ 荷物を運送業者に引き渡す際に生じた、荷物の滅失、毀損又は変質等
 - ⑤ （第4条第5項に従い）荷物を利用者から預かった後又は利用者の収納ユニットから取り出した後、運送業者に引き渡すまでに生じた、荷物の滅失、毀損又は変質等
 - ⑥ 荷物の運送中に生じた、荷物の滅失、毀損又は変質等
- 2 当社は、当社の故意又は重過失による場合を除き、受領代行サービスについて以下の各号に定める事由に基づいて利用者に生じた一切の損害について責任を負わないものとします。
 - ① 荷物を運送業者から受領する際に生じた、荷物の滅失、毀損又は変質等
 - ② 荷物を利用者の収納ユニットに収納するため当社が利用者の収納ユニットに立ち入る際に生じた、荷物又は収納ユニットにある利用者の動産の滅失、毀損又は変質等
 - ③ 荷物を運送業者から受領し（第5条第5項に従い）利用者に引き渡す又は利用者の収納ユニットに収納するまでに生じた、荷物の滅失、毀損又は変質等
 - ④ 荷物の運送中に生じた、荷物の滅失、毀損又は変質等
- 3 利用者の責めに帰すべき原因又は荷物の変質等により当社又は第三者に損害が生じた場合は、利用者は、当社又は当該第三者に対し、当該損害につき賠償の責任を負うものとします。
- 4 当社は、当社の故意又は重過失による場合を除き、利用者が荷物について当社に申告した額（10 万円を上限とします。）を超えて、利用者に生じた一切の損害について責任を負わないものとします。

第 9 条（荷物の未受領）

- 1 第 5 条第 5 項の場合、荷物が到着した旨の連絡を受けた翌日から 3 日以内に利用者が荷物を受け取りに来なかった場合は、当社は、荷物の返品、廃棄その他必要な措置をすることができます。但し、当社が利用者の収納ユニットの鍵を預かっている場合、当社は同荷物を利用者の収納ユニットへ収納するものとします。
- 2 前項本文に掲げる廃棄その他必要な措置に要した費用は、利用者が負担するものとします。

第 10 条（施設の修繕及び移転）

収納ユニット又は施設の修繕その他やむをえない事情により、当社が収納ユニット内の収納品の一時引取り若しくは収納ユニット又は施設の変更を利用者に求めた場合は、利用者は、直ちにこれに応じるものとします。

第 11 条（準用規定）

収納ユニット一時使用規程のうち、第 5 条（期間）、第 6 条（料金）、第 11 条（即時解約）、第 13 条（情報の管理）、第 14 条（緊急措置）、第 17 条（譲渡・転貸の禁止）、第 18 条（押印の免除）、第 19 条（通知）、第 20 条（集合動産譲渡担保）、第 22 条（契約の変更）及び第 23 条（想定外事項）の規定は、本規程に準用するものとします。

以上